特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０号
福井市大手２丁目12番４号
清算株式会社　株式会社安部書店
１　決定年月日　令和７年９月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０１８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　富山企画株式会社
１　決定年月日　令和７年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区神田神保町３丁目２番地
清算株式会社　株式会社ＴＥＨ整理会社
代表清算人　片岡　　牧
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
別紙記載の各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、各協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の各協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第１３号
東京都千代田区神田錦町３丁目３番地
再生債務者　オーピーシー株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万4000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する
３　減少する資本金の額　資本金1200万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
５　募集株式の数　普通株式２万株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金500円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金1000万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
令和７年９月24日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始